

## 地方自治法の一部を改正する法律の成立について（会長談話）

本日、地方自治法の一部を改正する法律が成立しました。

昭和31年に暫定的な制度として創設された「指定都市制度」を半世紀ぶりに見直す法改正であり、大都市制度改革に向けた新たな一歩になるものと期待しています。

私たち指定都市は、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、経済のグローバル化の進展など、様々な課題や社会構造の変化に対応しながら、住民の皆様の日々の暮らしをお支えするとともに、国の成長エンジンとしての役割も担っています。

大都市制度に関する議論の根幹は、このような役割を指定都市がこれまで以上に的確に果たしながら、住民の皆様がより良い行政サービスを受けられるよう、基礎自治体優先の原則の下、大幅な権限と税財源の移譲により、「真の分権型社会」を実現することにあります。

今回の法改正を契機に、地方分権改革がより一層加速し、私たち指定都市が目指している「多様な大都市制度」が早期に実現することを強く期待します。

平成26年5月23日  
指定都市市長会会長  
林 文子